

令和元年6月19日現在

機関番号：24102

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2017～2018

課題番号：17H07010

研究課題名（和文）自傷行為を行った中高生への養護教諭の対応に対する支援体制構築に関する研究

研究課題名（英文）Development of a support system for school nurses' responses to junior high and high school students who committed self-harm

研究代表者

前川 早苗（Maegawa, Sanae）

三重県立看護大学・看護学部・講師

研究者番号：30805982

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、高校に勤務する養護教諭らに対して自傷行為を行う生徒への対応方法についてインタビューを実施した。

養護教諭らは自傷を否定せずに生徒の気持ちを受け止めながら、関係の構築を行っていた。そして、生徒と家族に対して問題の対処が行えるように支援し、生徒の健康的な部分を大切にしながら成長を見守っていた。学校の支援体制として、支援する教員のサポートが行われており、養護教諭らがチーム体制の構築に貢献していた。また、養護教諭らは自らのメンタルヘルスを保つために学内外の資源を活用していた。そして、身近に相談ができる体制を求めており、支援についての具体的な方法や知識を学ぶ機会の必要性を感じていた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

学校において生徒の自傷行為は重要な問題であり、学校をとりまく社会的な変化としてメンタルヘルスの支援が重要視されている。自傷行為を行う生徒に対して養護教諭らの担う役割は大きく、本研究で明らかになった具体的な対応方法や学校での支援体制、養護教諭らがさらに必要と感じている体制について明らかになり、学校での支援体制の構築に貢献すると考えられる。また、学校では支援期間の限界があるため、学校での支援体制を明らかにすることは、その後の支援機関における支援体制の構築にも貢献することができる。

研究成果の概要（英文）：In this study, we interviewed high school nurses about how they deal with to deal with students who hurt themselves.

School nurses supported students and their families in coping with the problem by accepting their feelings without denying their self-harm. As a school support system, students' information was shared, and there was a support system for teachers. School nurses contributed to the development of the school's support system.

School nurses also used on-campus and off-campus resources to maintain their mental health. They also wanted a system in which they could consult with people nearby, and felt the need for opportunities to learn concrete methods and knowledge about support.

研究分野：精神看護学

キーワード：学校精神保健 養護教諭 自傷行為 メンタルヘルス

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

学校精神保健においてこころの問題への対応が望まれているが、養護教諭の職務上困難感として「心や性などの健康問題がある児童生徒への指導」があり、特に一人配置の養護教諭は複数配置の養護教諭よりも困難を感じていることが明らかになっている¹⁾。養護教諭の一人配置は、身体的、精神的な対人支援に関するマンパワーの不足に限らず、リアルタイムに職場で相談相手がいないということが影響していると考えられる。

中高生の精神保健上の問題として、リストカットなどの非致命的な手段を用いた自傷行為について、約1割の中高生が過去に経験していると言われており、文部科学省が学校精神保健会に委託して行った養護教諭に対する質問紙調査では小学校9%、中学校73%、高校82%の養護教諭がリストカットなどの自傷行為を把握し、中学高校の養護教諭にとって自傷行為は頻度の高い精神保健問題である²⁾。

このように中高生の自傷行為は精神保健における頻度が高く、重要な課題となっており、DSM-5においてもSection として将来における臨床実用可能性の検証を前提として「非自殺的な自傷行為」として位置づけられた。しかしながら、救命センターにおける重篤な自殺未遂者と特徴として45.7%が過去に自傷行為を行っており、更に35歳以下の若年者では55.5%であり、自殺企図の要因として家庭問題、学校や勤務、男女間の問題が多かったと報告されている³⁾。この自殺の意図はない自傷行為が将来的な自殺既遂あるいは自殺企図を予測する因子として重要であり、非自殺的な自傷行為を経験する中高生たちの精神保健上の問題への支援は将来的な自殺を予防するという点においても重要である。

これらの非自殺的な自傷行為に関する支援を考える際に、中高生の援助希求行動についての理解が必要となる。中学高校生が精神的不調のため困った時に最初に相談しようと思う相手は友達や家族が多く専門機関に相談をしないことや、思春期の若者は「精神的な問題は自分で解決すべき」という考えをもちやすく、特に精神的不調を抱えた若者は援助希求を起こさない傾向があり、日本の中高生を対象に行った調査では実際に誰かに相談したのは38%であった⁴⁾。

このように自ら援助希求をしない傾向がある中高生の精神的不調に対して、養護教諭は身体的不調や健康管理上の観察、担任はじめ学校内での連携、保護者との連携といった点で大きな役割を果たす存在となる可能性があるが、養護教諭が生徒の自傷行為に遭遇した際に6割以上はどのように対応してよいか分からなかった、8割以上が周囲の気を引こうとしていると回答していた⁵⁾。また、首都圏近郊の公立中学校の教員を対象とした質問紙調査においても、約5割の中学校教員は対応経験があるとし、その目的を「自己アピール」「他人の反応をみる」「イライラの解消」としその生徒を「助けたい」と回答しており⁶⁾、養護教諭に対する正しい知識の啓発と対応方法について相談できる体制が必要であると考えられる。

2. 研究の目的

学校精神保健において、リストカットなどの非自殺的な自傷行為は大きな問題である。身近に生徒の心身の健康を観察し、相談を受けるのは担任など学校関係者であり、とりわけ養護教諭に精神保健問題に関する助言や調整を求められる。いじめや自殺の問題につながる精神保健問題の対応に関して養護教諭のニーズや課題に関する調査は行われているものの、急激に変化している学校現場においてその課題は変化していく。本研究では養護教諭が行うリストカットなどの自傷行為などの非自殺的な自傷行為に対する効果的対応や課題をインタビューによって明らかにした上で支援体制の構築を目的とした。

3. 研究の方法

1) 研究参加者

インタビュー対象者は経験年数10年以上あり、自傷行為を行った生徒への対応経験のある養護教諭または保健主事とした。「生徒の自傷行為に対する対応」に関する研修会を実施し、希望があった方を対象とした。

2) データ収集方法

インタビューガイドに基づいた半構造的面接法を実施した。面接は、研究参加者の都合のよい時間と場所で1名につき30分から60分程度を1対1で実施した。面接内容は、研究者の許可を得てICレコーダーに録音し、匿名化した逐語録を作成した。

研究者の作成したインタビューガイド(生徒に対する対応の工夫、学校の支援体制、目指したい支援とそれに関する課題)に基づく面接内容をデータとした。

3) 分析方法

得られたデータを質的記述的に分析した。まず録音したインタビュー内容から逐語録を作成し、データを繰り返し読むことで語りの全体像を把握した。そして、逐語録の内容と質問内容を照らし合わせながら意味のあるまとまりで各々抜き出し、それらのデータを繰り返し読み、そのデータの示す意味を解釈して、できる限り研究参加者の言葉を使用した簡潔な表現にまとめた(コード化)。次に各々の項目で抽出されたコードごとに、コード間における意味の類似点と相違点について比較し、分類を行った。そして項目ごとに分類されて出てきた複数のコード

の集まりに対し、その集まりがもつ意味の特性を表す名前を付けた（サブカテゴリーの抽出）。さらに項目ごとにサブカテゴリー間での類似点と相違点について比較を行い分類することで抽象度を上げ、サブカテゴリーの集まりをその内容や性質を表す言葉で命名しカテゴリー化を行った。

研究の真実性は分析に先駆け、インタビューガイドの質問内容で研究者が意図する内容の語りが得られるか再度検討し、質問内容の妥当性を吟味した。

4) 調査期間

調査期間：2018年2月から2018年12月

5) 用語の操作的定義

「養護教諭ら」：本研究において養護教諭らとは、養護教諭および校長の監督を受け学校における保健に関する事項の管理に当たる保健主事のことを示す。

6) 倫理的配慮

本研究の目的と内容を研究参加者に文書で示しながら口頭で説明し、研究参加に対する同意を得た。またインタビューの途中で応答を拒否できること、それにより不利益が生じないことを説明した。本研究で得られたデータは研究目的以外に使用しないこと、研究終了後には破棄することを説明した。

データ収集はプライバシーが守られる研究参加者の都合のよい時間や場所とし、業務に支障が内容に配慮した。インタビュー内容は研究参加者が特定できないよう匿名化し、収集したデータや関連資料は研究者以外の目に触れないよう鍵のかかる保管庫で厳重に保管した。

4. 研究成果

本研究では経験年数10年以上あり、自傷行為を行った生徒への対応経験のある養護教諭または保健主事の教諭8名であった。

半構造化面接を実施し、質的記述的に分析を行った結果、インタビューの内容から39のサブカテゴリー、15のカテゴリーが抽出された。15のカテゴリーは「学校の支援体制」「生徒への対応方法」「支援者の資質」に分類された。

1) 学校の支援体制

「学校の支援体制」には6つのカテゴリー、支援する教員のサポート チームでの効果的な支援体制の構築 コーディネート力を発揮する 組織の情報共有体制 社会に開かれた学校を作る 生徒全体へのノーマライゼーションと15のサブカテゴリー（以後【 】）が抽出された。

支援する教員のサポート では、【支援する教員の安心感を保証する】【スクールカウンセラーにつなぐ】【管理者のバックアップ体制】として、支援する教諭にとってはカウンセラーやソーシャルワーカーといった専門職にメンタルヘルスに関する支援を相談できることや管理者に相談できることによって困った状況を解決することができていた。また、発達障害などの専門多面的な情報を得ることや他職種から「大丈夫」といわれることによって支援する教員の安心感につながっていた。チーム支援体制の構築 では、【支援する教員の相談体制作り】【チームの中の役割分担を調整】【タイムリーな対応体制】として、生徒だけでなく支援をする教諭を支えることが長い目で見て今後の生徒のためにも必要であり、養護教諭らは、まず支援する担任などの教諭が相談できるシステムを知る、相談してもよいと感じることがするための工夫をしているいるなところから自ら出向くことを行っていた。そして、支援の際には、教員側のチームをどう作るかという体制について考えることが大切であり、アプローチの方法によってどこまで誰を呼ぶのかということを考えていた。コーディネート力を発揮する では、【見立てる力をつける】【できないことを見極めて他者に依頼する】として、支援者と生徒のマッチングを見ることが、その相談に関してクラブの顧問や管理者などどのメンバーがよいかを見立てていた。その中では、生徒のメンタルヘルスについてのアセスメントを行い、自分ができる範囲を見極めて、できること以外を校内の資源や外部に依頼をしながら支援体制を構築していた。

組織の情報共有体制 では、【生徒の様子を実際に見て情報共有】【学校全体で共有する場を持つ】として学校内において身体的課題と同様に精神保健に関する生徒の課題が共有されており、生徒の特性に応じた支援の共有がされていた。社会に開かれた学校を作る では【地域に開かれた学校を作る】【組織間の切れ目ない支援体制の構築】【社会の変化に対応する指導】として、学校でできることとできないことを見極めながら、外部の福祉や医療の手を借りながら支援体制を構築していた。そうすることで、家庭環境を理解することや発達の問題への対応が可能となっていた。これは、高校3年間という限られた期間がある学校の支援を卒業後の生活まで見据えて継続的な支援を行うことにもつながっていた。生徒全体のノーマライゼーション>では【相談に来ない生徒に対するジレンマ】【生徒へのメンタルヘルス教育】として、養護教諭らは保健室に来ている生徒への支援が中心であり、誰にも言わずにひっそりと苦しんでいる生徒に対して何か手立てがないかとジレンマを感じていた。現在の教育内容ではまだ十分でないメンタルヘルスについての講義を外部のカウンセラーなどに依頼してストレス対処の話を生徒向けにするとといった取り組みがされていた。

2) 生徒への対応方法

「生徒への対応方法」には 生徒の気持ちに寄り添う 関係構築の支援 対処行動を広げる 人としての成長を尊重する 学校全体で対応する 地域と連携しながら支える 家族をとりまくシステムを整える といった7つのカテゴリーと18のサブカテゴリーが抽出された。

生徒の気持ちに寄り添う では、【自傷行為をせざるを得なかった気持ちを受け止める】【生活全体の苦悩を受け止める】として、自傷行為をしなくては生きていけない状況、なんとかバランスを本人なりにとっていることに理解を示しながら、本人の抱える苦悩を受け止め、自傷行為に注目するのではなく生徒の全体を理解しながら対応していた。関係構築の支援 では、【関係を継続できるための声掛け】【日常の中で何気ない声掛けを重ねる】【受け手の感情を率直に伝える】として、自傷行為やメンタルヘルスについての直接的な話ではなく、日常の中で何気ないことでも声を掛けることや、生徒に対して、養護教諭らが生徒のことを大切に思っているというメッセージをストレートに伝えていた。対処行動を広げる では、【本人が過去にできていた対処を認める】【自傷の代わりにできそうな対処方法を問いかける】【生活スタイルの助言】では、自己否定感が強い生徒が多いため、生徒のちょっと頑張っていることについて、頑張りを認める声掛けを行っていた。声掛けによって生徒自身が自傷行為も自分なりの一つの対処であったこと、自分のできていることについて認めることができるように、そして自傷行為のきっかけを問いかけながら、そのサインがある時にはどうしていくのか具体的な方法を一緒に考えていた。人としての成長を尊重する では、【本人の健康的部分を尊重する】【休むことを保証する】【生徒との距離を保つ】【成長を待ち見守る】として、生徒は辛さや不安を訴えながらも、一方では何かをしたいという目標や夢があることを養護教諭らは把握をし、そのためには本人自身が目標に向かって具体的な努力をしていけるように支援しながら、ゆっくりと成長を見守る姿勢を大切にしていた。生徒に合わせて柔軟に対応する では、【心理的に配慮した柔軟な指導体制】【チームの多様性を活用した支援】として校則だけの基準ではなく、一律した指導よりも本人なりのとった行動の意味を考えて生徒の安全感が大切にされていた。地域と連携しながら支える では、【関係機関と連携する】【医療機関との生活情報の共有】として、メンタルヘルスの問題だけでなく、身体的な健康面や生徒をとりまく過程などの生活面も含めて医療機関や地域のケースワーカーとも連携しながら支援を行っていた。家族をとりまくシステムを整える では、【家族の情報を整理する】【本人と家族の関係の調整】として、家族も生徒も否定することなくアセスメントし支援を行っていた。

3) 支援者の資質

「支援者の資質」として、自分自身のメンタルヘルスを保つ 教諭のスキルアップをはかる の2つのカテゴリーと6つのサブカテゴリーが抽出された。自分自身のメンタルヘルスを保つ では【自分自身の相談相手を見つける】【承認される体験をもつ】【自身自身と向き合う】として、自分自身が相談できる相手を見つけ、日々の対応の中で心の安定が保てなくなりそうな時に、自分たちが行った対応について認めてもらえる経験によって勇気をもつことができていた。また、具体的な対応方法などを学習したいといった機会を求めていた。教諭のスキルアップをはかる では、【対応に関する知識を学ぶ環境】【支援者同士が学びあう】【教諭のメンタルヘルスへのアンテナを高める】として、具体的な対応方法について教員同士や他機関の支援者と学習する機会を求めており、それによって生徒のメンタルヘルスに関するアンテナを高めることができると考えていた。

4) まとめ

学校精神保健において生徒のメンタルヘルス支援は非常に重要であり、2008年には学校保健法の一部改正が行われ名称も学校保健安全法となった。養護教諭や保健主事は、関係職員などをと連携した組織的な保健指導や相談などの充実、地域の医療機関との連携による保健管理の充実においてより重要な役割を担うこととなっている。本研究において、学校の体制構築には養護教諭らが貢献し、リーダーシップを発揮し、それを管理者がサポートしながら学校での情報共有や支援者同士のサポートが安心して支援できるように重要であった。

また、生徒への対応方法については研修会などで具体的な方法を学習し、それを実践していきながら自傷行為のある生徒の気持ちを受け止めて、一緒に対処方法を考える役割をとっていた。対応の際には学内だけでなく、生徒が卒業していくことを見据えて他機関との連携、生徒の成長を待つということが大切にされていた。

今後、2022年4月からの高等学校学習指導要領の改訂により、保健体育に「精神疾患の予防と回復」が加わることになり、生徒が偏見なくメンタルヘルス問題と向き合えること、そして教諭が安心して生徒を支援できることを目指すためには、学内と地域が柔軟につながって支援することの必要性が示唆された。

今回期間中に発表ができておらず、今後は学生へのメンタルヘルス支援の体制について報告をし、時代の中で変化する将来を見据えた養護教諭らの生徒へのメンタルヘルス支援の体制構築を見直していく必要がある。

5) 参考文献

石田有紀, 園田直子: 一人配置の養護教諭の自己教育力と職務上困難感との関連. 応用心理学研究. 42(1), 12 - 19, 2016.

日本学校保健会: 保健室利用状況に関する調査報告書 平成18年度調査結果. 日本学校保健会.

本田洋子, 衛藤暢明, 松尾真裕子他: 19歳以下の重傷自殺企図者の臨床的検討 20代と

の比較から－．日本社会精神医学会雑誌，21，156-166．2012．

北川裕子，佐々木司：思春期の若者の精神的不調に対する援助希求行動を促進・妨害する要因 諸外国の研究動向を概観して．精神科，24(6)，663-669，2014．

松本俊彦，今村扶美，勝又陽太郎：児童・生徒の自傷行為に対応する養護教諭が抱える困難について．精神医学，51(8)，791 - 799，2009．

小笹祥子：中学校教員の自己切傷の認識と対応特性．日本社会精神医学会雑誌，23，19 - 32，2014．

5．主な発表論文等

〔その他〕

ホームページ等

<http://toukai.me/youth-mh/>